

利用者と施設の契約に関する「ガイドライン」

ガイドラインの意義

- 利用者の方にお支払いいただく「居住費」や「食費」の具体的な金額は、利用者と施設の契約によって定められることとなりますが、適正な契約が行われるよう、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関するガイドライン」を示しています。

適正手続きのガイドライン

- 利用者又はその家族に対する書面による事前の説明
- 利用者の書面による同意(デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)を除く)
- 居住費・食費の具体的内容、金額の設定・変更等に関する運営規程への記載、施設内等への掲示



「居住費(滞在費)」の範囲等に関するガイドライン

「居住費」の範囲

- 居住環境に応じて設定(P.9参照)

「居住費」の水準を決めるに当たっての勘案事項

- 施設の建設費用(修繕・維持費用等を含む。公的助成の有無についても勘案すること)
- 近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準 など

「食費」の範囲等に関するガイドライン

「食費」の範囲

- 「食材料費」+「調理費」相当として設定

その他

- 「特別な室料^{※1}」と「特別な食費^{※2}」は明確に区別すること

※1 利用者の特別な希望に基づく居住環境(居室面積、立地条件、景観、インターネット接続等の利便性など)

※2 利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材など